令和6年度介護報酬改定に係る留意事項

- 次の事項は、令和6年度介護報酬改定において新たに減算が導入される事項及び 新たに義務付けされる事項になります。
- 事業所におかれましては、基準や解釈通知を確認の上、厚生労働省ホームページ に掲載されている資料等も活用しながら御対応ください。
 - 1 業務継続計画未策定事業所における減算の導入
 - 2 高齢者虐待防止の推進
 - 3 書面掲示の見直し
 - 4 身体的拘束等の適正化の推進
 - 5 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減 に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け
 - 6 協力医療機関との連携体制の構築
 - 7 同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント

1 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

【全サービス共通】

○感染症や災害が発生した場合でも必要な介護サービスを継続的に提供できる 体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、 業務継続計画(感染症・災害)が未策定の場合に、基本報酬を減算する。

【経過措置】

概要

訪問系サービス、居宅介護支援

・令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。

上記以外のサービス

・「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」の整備及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、<u>令和7年3月31日まで</u>の間、減算を適用しない。

▶ 感染症及び災害に係る業務継続計画を策定し、必要な措置を講じること

<減算の対象となる要件>

- (1) 感染症に係る業務継続計画の策定及び必要な措置の実施
- (2) 災害に係る業務継続計画の策定及び必要な措置の実施
- ※業務継続計画の策定内容については、「資料3-1 令和6年4月から義務化された 経過措置事項」を参照すること
- ※令和3年度介護報酬改定において義務付けられた業務継続計画の周知、研修、訓練及び定期的な業務継続計画の見直しは減算の要件ではないが、適切に実施すること

2 高齢者虐待防止の推進

【全サービス共通】

概要

○利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者について、<u>虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。</u>

▶「委員会の開催」「指針の整備」「研修の実施」「担当者の選任」を行うこと

減算の対象となる要件

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催
- (2) 虐待の防止のための指針の整備
- (3) 虐待の防止のための従業者に対する研修の実施
- (4) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置
- ※内容については、「資料 3-1 令和 6 年 4 月から義務化された経過措置事項」を参照すること
- ※令和3年度介護報酬改定において義務付けられた運営規定への位置づけは減算の要件ではないが、適切に対応すること

3 「書面掲示」の見直し

【全サービス共通】

概要

- ○事業所の運営規程の概要等の重要事項等については、インターネット上で情報の閲覧が完結するように、事業所内での「書面掲示」に加え、ウェブサイトに掲載・公表することを義務付ける。(令和7年度から義務付け)
- → 令和7年3月31日までに、重要事項等について、従来の「書面掲示」に加え、法人のホームページ等又は情報公表システムへの掲載・公表を行うこと
- ▶介護サービス情報の公表制度の報告義務対象外の事業所については、法人のホームページ等で公表することが望ましい。
- ◆情報公表システムへの掲載に関する情報については、鹿児島県のホームページをご確 認ください。

<掲載場所>

鹿児島県ホームページ

ホーム 〉 健康・福祉 〉 高齢者・介護保険 〉 指定事業者全般 〉 介護サービス情報の公表について

URL: https://www.pref.kagoshima.jp/ae05/kenko-fukushi/koreisya/zigyosya/kohyo.html

4 身体的拘束等の適正化の推進

【小規模多機能型居宅介護】

概要

○身体的拘束等の適正化のための措置を義務付ける。また、<u>身体的拘束等の適</u> 正化のための措置が講じられていない場合は、<u>基本報酬を減算する。</u>その際、 <u>1年間の経過措置期間</u>を設ける。

→令和7年3月31日までに「委員会の開催」「指針の整備」「研修の実施」について整備すること

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催

- ①構成メンバー 管理者を含む幅広い職種で構成する
- ②頻度
 - 3月に1回以上(関連が深い他の会議と一体的に開催することも可能)
- ③運営方法等
 - イ 報告様式の整備
 - ロ 従業者による身体的拘束等の発生状況、背景等の記録及び報告
 - ハ 委員会における報告された事例の集計及び分析
 - ニ 身体的拘束等の発生時の状況等の分析により身体的拘束等の発生原因、 結果等をとりまとめ、事例の適正性と適正化策を検討すること
 - ホ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること
 - へ 適正化策を講じた後に、その効果について評価すること

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針の整備

「身体的拘束等の適正化のための指針」には、以下の項目を盛り込むこと

- イ 事業所における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方
- ロ 身体的拘束等適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ハ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- ニ 事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
- ホ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針
- へ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ト その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

(3) 身体的拘束等の適正化のための研修の実施

- ①研修の内容
 - ・身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するもの
 - ・事業所の指針に基づき、適正化の徹底を行うもの
- ②研修の頻度等
 - ・職員教育の徹底のために、指針に基づいた研修プログラムを作成すること
 - ・新規採用時には身体的拘束等の適正化の研修を実施すること
 - · 年 2 回以上実施

【定期巡回随時対応型訪問介護看護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、 居宅介護支援、介護予防支援】

概要

- ○利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付ける。
- ➤緊急やむを得ない場合の身体的拘束等については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等として要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくこと
- ▶記録については、5年間保存しておくこと
- ◆厚生労働省のホームページに身体的拘束の適正化等に関する調査研究事業の資料が 掲載されていますので、ご活用ください。

<掲載場所>

厚生労働省ホームページ

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 高齢者虐待防止 > ・高齢者虐待防止に資する研修・検証資料等

URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22750.html

5 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け

【小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生 活介護】

概要

○介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。その際、3年間の経過措置期間を設ける。

➤ 令和9年3月31日までに委員会の設置及び開催について整備すること

委員会の設置及び開催

- (1) 構成メンバー 管理者やケア等を行う職種を含む幅広い職種により構成
- (2) 頻度 定期的に開催(具体的な頻度の規定はなし)
- (3)検討事項 現場における課題を抽出及び分析し、事業所の状況に応じた必要な対応を検討
- ◆厚生労働省ホームページに「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の 負担軽減に資する方策を検討するための委員会のポイント・事例集」等が掲載されて いますので、ご活用ください。

<掲載場所>

厚生労働省ホームページ

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 介護分野の生産性向上 ~お知らせ~

URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-seisansei-information.html

6 協力医療機関との連携体制の構築

【認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護】

概要

○高齢者施設等内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との 連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療 を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するための見直 しを行う。

- ▶ 一定の要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めること
- >上記について、指定権者への届け出(年1回以上)を行うこと
 - (1)協力医療機関等をあらかじめ定めておくこと
 - ①以下の要件を満たす協力医療機関を定めるように努めること
 - ア 利用者の病状の急変が生じた場合等において、医師又は看護職員が相談対応 を行う体制を常時確保していること
 - イ 診療の求めがあった場合に、診療を行う体制を常時確保していること
 - ②協力歯科医療機関を定めるように努めること
 - (2) 指定権者への協力医療機関の届け出
 - ①1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認すること
 - ②上記の協力医療機関の名称等について、1年に1回以上指定権者に提出すること
 - (3)入院した入居者の退院後の受け入れ

利用者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入居させることができるように努めること

◆協力医療機関に関する届出書の市への提出について

- (1) 提出内容
 - ・協力医療機関に関する届出書(毎年度提出)
 - ・協定書等の写し(提出済の内容から変更がある場合)
- (2) 提出期限

各年度の年度末(3月31日)まで

(3)提出方法

原則メールでの提出(メールでの提出が困難な場合は、郵送又は持参)

※鹿屋市ホームページに協力医療機関の届け出についての案内を掲載しています ので、ご確認ください。

<掲載場所>

鹿屋市ホームページ

ホーム > 健康・福祉 > 福祉 > 高齢者福祉 > 事業者向け情報 > 協力医療機 関に関する届出

URL: https://www.city.kanoya.lg.jp/kyukan/kyouryokuiryou.html

7 同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント

【居宅介護支援】

概要

○利用者が居宅介護支援事業所と併設・隣接しているサービス付き高齢者向け 住宅等に入居している場合や、複数の利用者が同一の建物に入居している場 合には、介護支援専門員の業務の実態を踏まえた評価となるよう見直しを行 う。

▶ 同一建物等に居住する利用者について新たな算定区分(所定単位数の95%)を新設

(1)対象となる利用者の居住地

- ①指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内
- ②指定居宅介護支援事業所の所在する建物と隣接する敷地内の建物
- ③指定居宅介護支援事業所と同一の建物
- ④1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(①~③除く)

(2) 同一敷地内建物等の定義

居宅介護支援事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに 隣接する敷地(<u>道路等を挟んで設置している場合を含む</u>)にある建築物のうち効率 的なサービス提供が可能なもの

【具体例】

- ・一体的な建築物として、当該建物の1階部分に指定居宅介護支援事業所がある場合や当該建物と渡り廊下でつながっている場合等
- ・同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物として、同一敷地内にある別棟の 建築物や幅員の狭い道路を挟んで隣接する場合等

(3) 同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く)の定義

- ・建築物に指定居宅介護支援事業所の利用者が20人以上居住する場合に該当
- ・同一敷地内にある別棟の建物や道路を挟んで隣接する建物の利用者数は合算しない。
- ※利用者数は、当該月において当該指定居宅介護支援事業者が提出した給付管理 票に係る利用者のうち、該当する建物に居住する利用者の合計

(4) 留意事項

位置関係により効率的な居宅介護支援の提供が可能であることを適切に評価する 趣旨であることを鑑み、位置関係のみをもって判断しないこと

【同一敷地内建物等に該当しないものの例】

- ・同一敷地であっても、広大な敷地に複数の建物が点在する場合
- ・隣接する敷地であっても、道路や河川などに敷地が隔てられており、横断する ために迂回しなければならない場合